

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和6年2月19日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300261 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2300011 号

第 1 結論

昭和 59 年 4 月 1 日から昭和 61 年 4 月 1 日までの請求期間及び昭和 61 年 4 月 1 日から昭和 62 年 4 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月 1 日から昭和 61 年 4 月 1 日まで
② 昭和 61 年 4 月 1 日から昭和 62 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 4 月 1 日から昭和 60 年 3 月 31 日まで学生であったため国民年金に加入していなかったが、その後の昭和 61 年 4 月に母が A 市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、その際に係員から 2 年間遡って保険料を納付するように依頼され、後日、母が A 市役所で請求期間①の国民年金保険料を納付した旨を母から聞いた。

昭和 61 年 4 月分以降の請求期間②の国民年金保険料については、母が定期的に A 市役所で納付したはずである。

年金記録では、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付した記録がないので、調査の上、保険料納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、年金制度共通の番号として基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月より前に国民年金の加入手続きが行われた際は、年金記録を管理するために国民年金の記号番号が払い出されることとされており、請求者の年金手帳に記載されている国民年金の記号番号(*)は、オンライン記録によると、国民年金被保険者資格取得年月日(昭和 61 年 4 月 1 日)に係る資格処理日から、昭和 62 年 6 月頃に払い出されたものと考えられる。

一方、前述の年金手帳及びオンライン記録によると、請求者が初めて国民年金の被保険者となった日は、昭和 61 年 4 月 1 日と記録されており、請求期間①は、国民年金に未加入となっていることから、請求者の主張どおりに請求期間①の国民年金保険料を納付するためには、請求者に対し、前述の国民年金の記号番号(*)とは別の記号番号が払い出されている必要がある。

しかしながら、請求期間①のうち、昭和 59 年 4 月 1 日から昭和 60 年 4 月 29 日までの期間に係る請求者の住所地である B 県 B 市は、同市において、請求者に対して国民年金の記号番号が払い出されていた事実が確認できるか否かについては、資料が残っていないため確認できない旨回答しており、請求期間①のうち、昭和 60 年 4 月 30 日から昭和 61 年 4 月 1 日までの期間に係る請求者の住所地である C 県 D 市(請求期間当時は C 県 A 市)は、請求者に対して前述の国民年金の記号番号(*)以外の国民年金の記号番号が払い出されていた事実が確認できる

か否かについては、資料がないため確認不能である旨回答している。

また、当局において、社会保険オンラインシステムにより、請求者の氏名を複数の読み方により検索したが、請求者に対して別の国民年金の記号番号が払い出された形跡はなく、C県A市を管轄していたE社会保険事務所（当時）において、請求者が国民年金の加入手続を行った旨主張している昭和61年4月及びその前後の月（昭和61年3月から同年5月まで）に払い出されたと考えられる国民年金の記号番号（*から*まで）から氏名を確認したが、請求者の氏名若しくは請求者の氏名を誤記又は誤入力したと思われる記録はないことから、請求者は、請求期間①において国民年金に未加入であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

- 2 請求期間②について、請求者の請求期間②における住所地であるC県D市は、請求者に係る国民年金保険料納付の有無の記録が確認できるか否かについては、資料がないため確認不能である旨回答している。

また、日本年金機構が保管するC県A市が作成した請求者に係る国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、請求期間②に係る国民年金保険料が納付された記録は確認できない。

さらに、請求者は、請求期間②の国民年金保険料については、昭和61年4月の国民年金の加入手続後に、母が定期的に納付していたはずである旨主張しているが、前述のとおり、請求者の国民年金の記号番号（*）は、昭和62年6月頃に払い出されたものと考えられることから、請求者の主張どおりに請求期間②の国民年金保険料を納付するためには、請求者に対し、別の国民年金の記号番号が払い出されている必要があるが、そのような形跡はない。

- 3 このほか、請求者が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。